

防災分野のデータ流通促進のための調査検討業務

資料2-2

他の情報グループとのデータ連携等にむけた 規約等の策定検討

令和8年3月9日

目次

1. 今年度の検討概要
2. 過年度の検討
3. 今年度検討の全体方針
4. 本日の報告事項
5. 利用規約の改訂
6. 個別規約の改訂
7. 合意文書の作成
8. 意見交換

経緯・概要

- 令和4・5年度には、複数の情報共有グループを区分し、そのうち災害対応機関間でのデータ流通のルールを、新総合防災情報システムの利用規約として策定した。
- 令和6年度には、他の情報共有グループとのデータ連携にむけたルールの策定方針として、①総合防災情報システム利用規約の改訂 ②連携先の情報流通基盤の運営事業者との合意事項を記載した契約文書（以下、合意文書という）作成を行う旨を整理した。
- 今年度は、上記方針に則り、利用規約の改訂・合意文書作成について検討する。

アウトプット

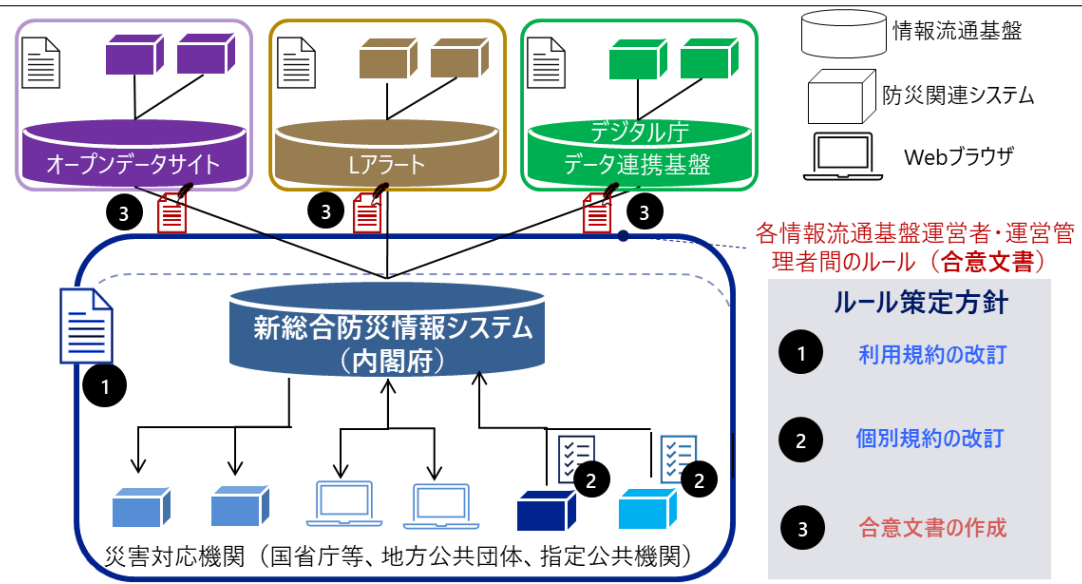
- 総合防災情報システム利用規約改訂案
- 新総合防災情報システムと他の情報共有グループの情報流通基盤（オープンデータサイト・Lアラート・デジタル庁データ連携基盤）間のデータ連携のための合意文書案

検討方針



- Step1 事務局案の作成
 - 総合防災情報システム利用規約（改訂版）、新総合防災情報システムと他の情報共有グループの情報流通基盤（オープンデータサイト・Lアラート・デジタル庁データ連携基盤）間のデータ連携のための合意文書の事務局案を作成する。
- Step2 関係機関への意見聴取
 - 新総合防災情報システムへのデータ提供者、他の情報流通基盤の運営管理者への意見聴取を踏まえ、利用規約改訂案・合意文書案を精緻化する。
- Step3 参加者への照会 最終稿作成
 - 新総合防災情報システムの参加者に対して、利用規約改訂案の照会を行ったうえで、最終稿を作成する。

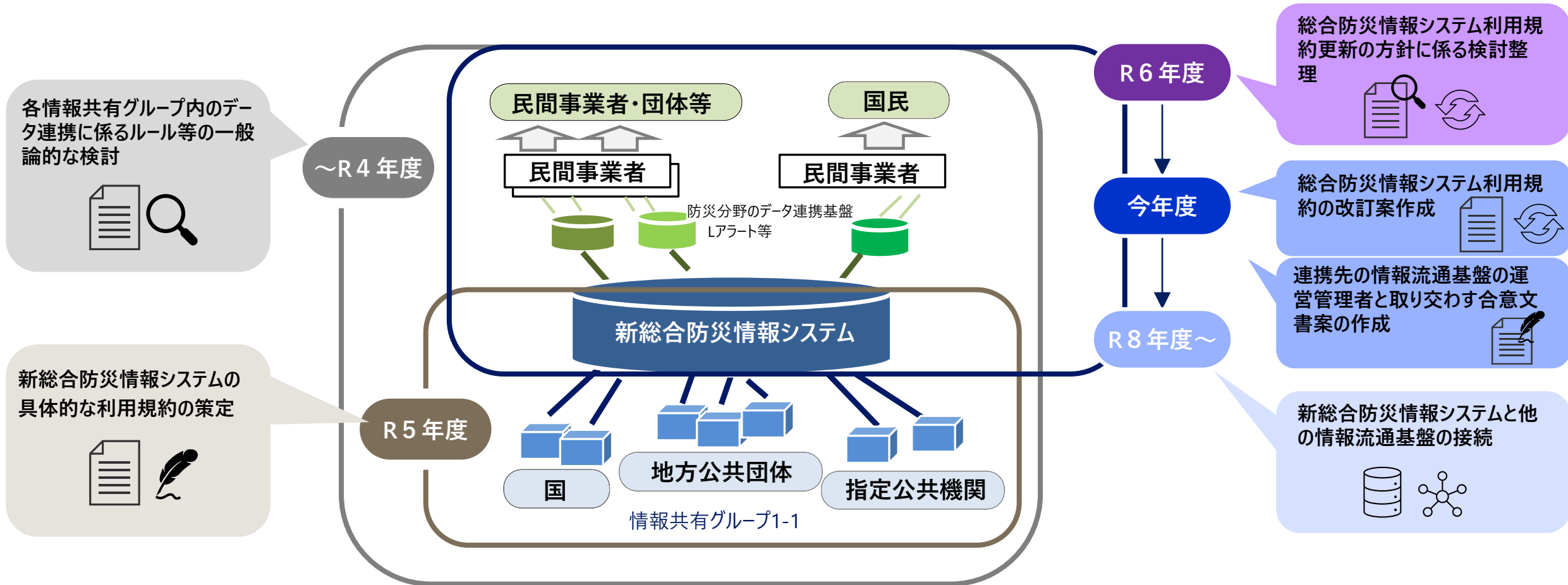
今年度の検討内容（イメージ図）



2. 過年度の検討

2.1. 検討の全体像・経緯

- 令和5年度までに、防災分野での情報用途等の異なる複数の情報共有グループを区分し、各情報共有グループ内のデータ連携に係るルール等の一般論的な検討を行ったのち、災害対応機関間でのデータ流通の具体的なルールを、新総合防災情報システムの利用規約として策定した。
- 令和6年度には、他の情報共有グループの情報流通基盤とのデータ連携にむけたルールの策定方針を整理した。
- 次年度以降の新総合防災情報システムと他の情報流通基盤の接続に向けて、今年度は、上記方針に則り利用規約の改訂案・合意文書案を作成する。



2. 過年度の検討

2.2. 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用規約（1）基本的な考え

- 令和5年度の検討において、新総合防災情報システムの利用規約を策定するにあたっては、以下の「基本的な考え」に立脚した。

災害対応で有用となるデータを参加者が相互に利用できること

- － 災害対応機関の活動に資することを共通の目的に、できるだけ参加者相互のデータ共有を図る

取扱いに注意が必要なデータは、適切な配慮のもと共有されること

- － 災害対応では、取扱いに注意が必要なデータ（例：誤差を含む推計データ、未確認データ等）も不可欠であることから、適切な取り扱いのもと共有ができるようなルールとする

災害発生後に、応急対応のために重要となった情報項目も柔軟に取り扱いができること

- － 事前に設定した情報項目以外の情報項目も取扱いができるようなルールとする

将来的な改善・発展等に対応できること

- － 利用規約は、今後の災害対応の経験等を踏まえ更新等をしやすいような規約の構成・内容とする。
 - ・ 今後が発生する災害対応等での知見に基づく、災害対応機関間での情報共有ルールの改善・更新作業を想定した構成等とする
 - ・ 将来的には、デジタル庁のデータ連携基盤など、より幅広い目的・関係者の情報流通基盤へのデータ流通の枠組みへの発展可能性も視野に構成等を検討する

2. 過年度の検討

2.2. 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用規約（2）構成（1/2）

- 新総合防災情報システムの利用規約は令和6年4月26日から施行されており、全参加者・運営管理者のルールを定めた利用規約と各データ提供者・運営管理者間のルールを定めた個別規約の標準ひな型である別紙で構成されている。

新総合防災情報システムの利用規約（条項は次ページ参照）

	概要
第1章 定義等	本システムの目的と利用規約内の用語の定義等を規定
第2章 本取組への参加	参加者の実施事項及び参加には申請が必要であり、申請によってアカウント発行されることや業務の委託が可能であること等を規定
第3章 データ提供	データ提供の態様やデータ提供にあたり定めるべき事項、提供データの保証等を規定
第4章 利用データの作成等	運営管理者が提供データにつき、加工や適正化等ができることやデータ利用条件の履行を徹底させること等を規定
第5章 データ利用	データ利用に伴う責任、データ提供者の知的財産権等の不行使等を規定
第6章 参加者の義務	参加者の義務として、適切な設備の確保や個人情報の適切な取扱い等を規定
第7章 アクセス管理	参加者の義務として、自らのアクセス情報について、パスワードの設定等の合理的な措置が必要であること等を規定
第8章 本システムの運営	運営管理者が本システムの不適切な利用等への対応としてアカウント失効やシステムの利用停止させることができることや本システムの推進及び高度化のため学識経験者等専門的知見を有する第三者にデータ提供できること等を規定
第9章 指定データ	内閣府が購入した民間企業の販売データや指定公共機関ではない一般財団法人・独立行政法人等から内閣府が提供を受けたデータなども本システムへ提供可能であること等を規定
第10章 損害賠償及び免責	損害賠償及び免責について規定
第11章 本取組の変更・終了	利用規約の変更プロセスや本取組が終了する際のプロセスについて規定
第12章 一般条項	秘密保持契約や反社会的勢力の排除等一般条項等を規定

別紙

データ提供にあたり個別規約において定めるべき事項及び定めることができる事項

別紙 1

提供データごとに、個別規約において定めるべき事項（必須設定項目）の全て及び定めることができる事項（任意設定項目）のうち必要な事項を定める。

（必須設定項目）

- ・提供データの名称
 - ・提供データのデータ種別
 - ・提供データの提供態様
 - ・提供データに係るデータ利用条件（別表1に定める）
- （任意設定項目）
- ・提供データが包含するデータ項目
 - ・提供データの更新頻度
 - ・提供データの提供頻度
 - ・提供データのデータ形式
 - ・その他

別表 1

提供データに係るデータ利用条件の設定項目及び設定内容（以下略）

2. 過年度の検討

2.2. 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用規約（2）構成（2/2）

令和7年度第1回WG検討会で提示

- 本利用規約の条項は以下の通り。

第1章 定義等	
第1条	目的
第2条	定義
第3条	契約関係
第2章 本取組への参加	
第4条	本取組の内容
第5条	参加の申込み
第6条	参加者による委託
第3章 データ提供	
第7条	提供データの提供
第8条	提供データの保証
第4章 利用データの作成等	
第9条	運営管理者による利用データの作成
第10条	利用データの取扱い
第5章 データ利用	
第11条	利用データの利用
第12条	システム連携によるデータ利用の責任関係
第13条	提供データ等に係る知的財産権等
第6章 参加者の義務	
第14条	参加者設備
第15条	本システム及びその運用の改善
第16条	違反行為の通知
第17条	個人情報の取扱い
第7章 アクセス管理	
第18条	運営管理者によるアクセス管理
第19条	参加者によるアクセス管理

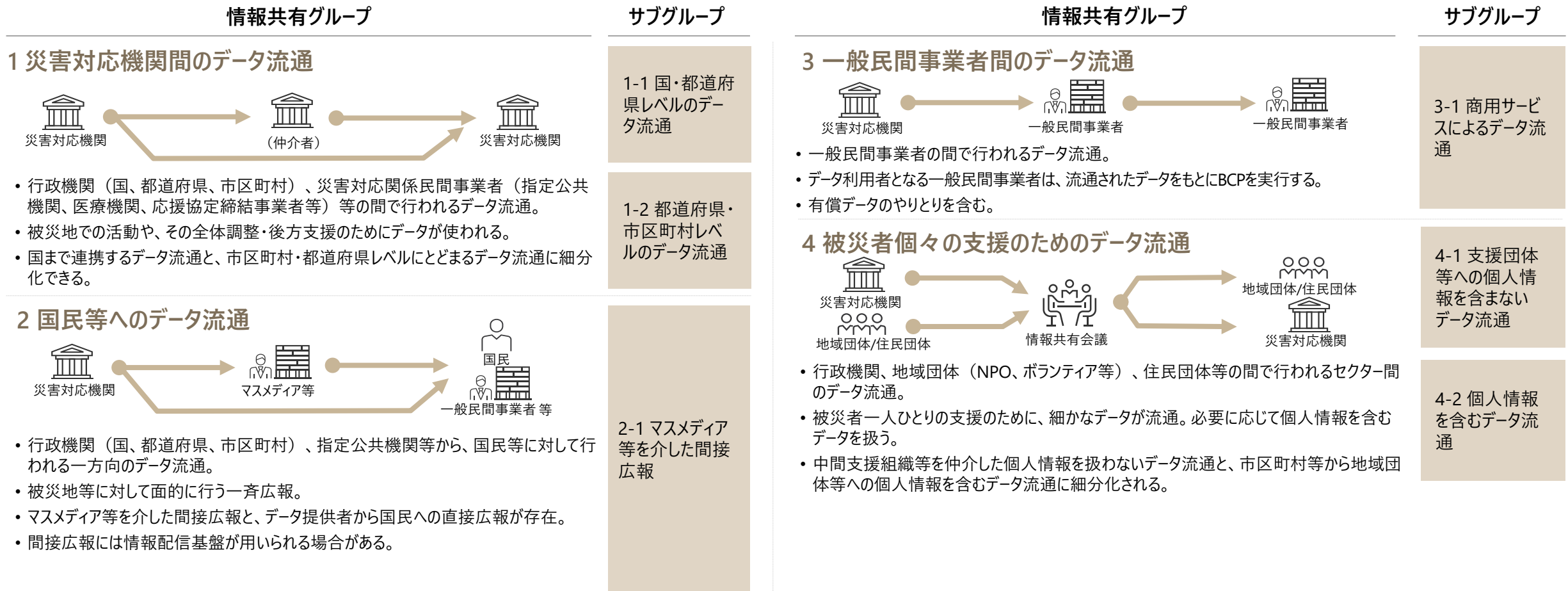
第8章 本システムの運営	
第20条	善管注意義務
第21条	本システムの不適切な利用等への対応等
第22条	本システムの利用の停止
第23条	本システムの不具合等
第24条	本システムのセキュリティ対策
第25条	運営の委託
第26条	情報集約・共有の推進及び高度化の検討
第9章 指定データ	
第27条	指定データの取扱い
第10章 損害賠償及び免責	
第28条	損害賠償
第29条	免責
第11章 本取組の変更・終了	
第30条	本規約の変更
第31条	本取組の終了
第12章 一般条項	
第32条	秘密保持義務
第33条	反社会的勢力の排除
第34条	譲渡禁止
第35条	言語
第36条	準拠法
第37条	合意管轄
第38条	紛争の解決

2. 過年度の検討

2.3. 情報共有グループ（1/2）

- 令和4年度の検討にて、防災分野で想定されるステークホルダー間の代表的な情報流通パターンを、情報の用途等の異なる複数の情報共有グループに分類する整理を行った。

情報共有グループの分類

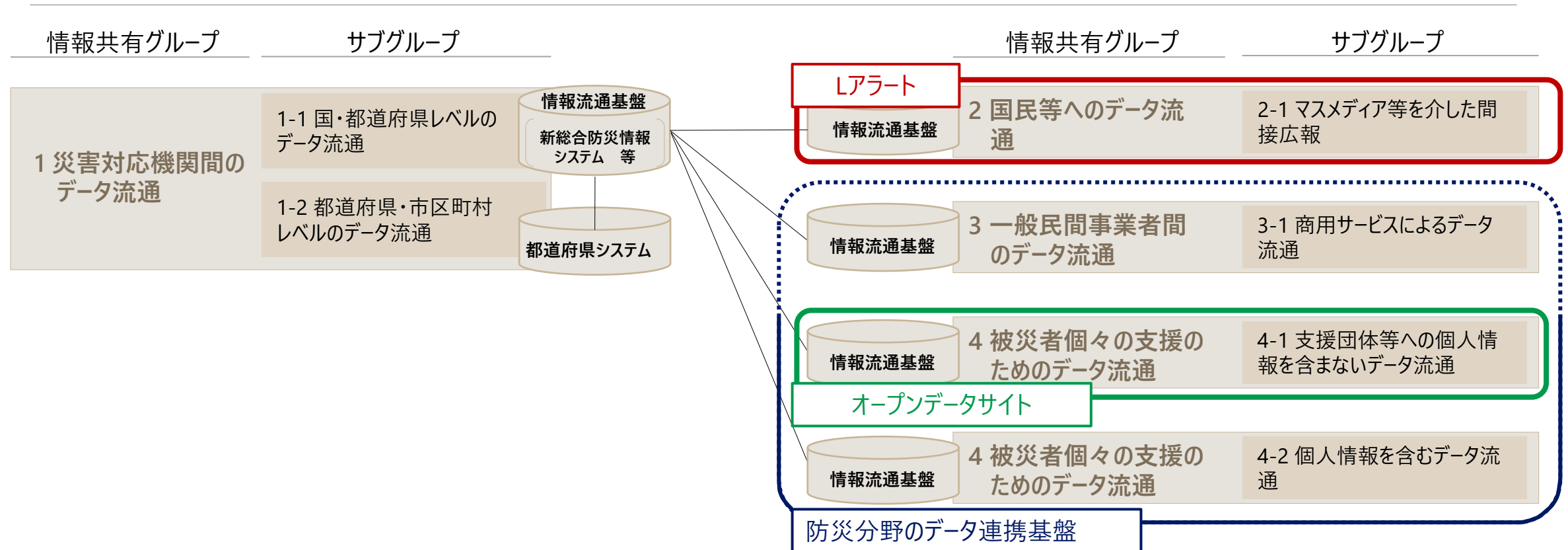


2. 過年度の検討

2.3. 情報共有グループ (2/2)

- 令和6年度から、それまでに検討整理した各情報共有グループにおける情報共有ルールの留意点等を踏まえ、具体的な各情報流通基盤との連携にむけたルール整備の検討を開始した。
- 検討の際は、連携先の情報流通基盤として、オープンデータサイト・Lアラート・デジタル庁にて検討中の防災分野のデータ連携基盤を想定する。

本業務の検討対象とする情報流通基盤

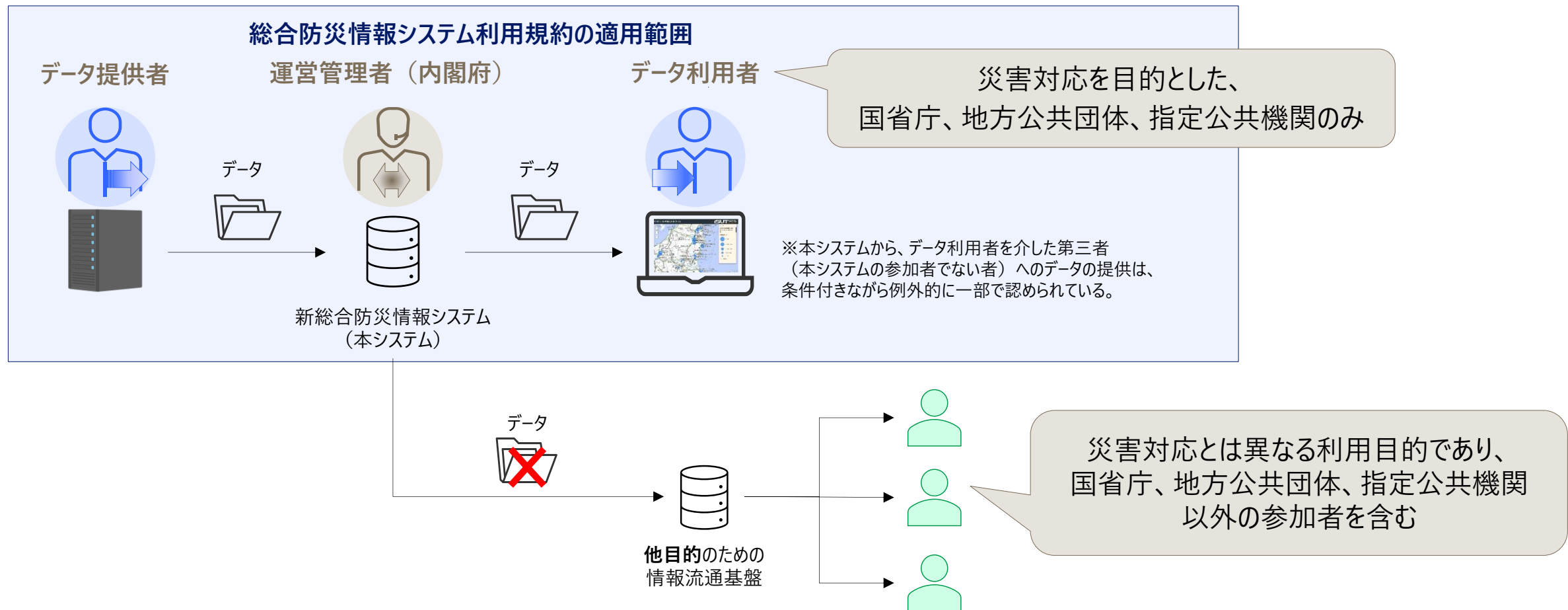


2. 過年度の検討

2.4. 他の情報共有グループとの連携にむけた課題（1/2）

- 現行の新総合防災情報システムの利用規約第1条で、「災害対応機関間における情報の迅速かつ円滑な集約及び共有」「災害対応機関が災害対応を迅速かつ的確に行う」ことを利用目的とした参加者（国省庁、地方公共団体、指定公共機関）による情報流通を規定。
- 一方、連携検討先の情報流通基盤では、他の利用目的での情報流通が、異なる種別の参加者（例：一般住民向け防災情報伝達アプリ事業者等）で想定されており、新総合防災情報システムの利用規約の適用範囲外である。

総合防災情報システム利用規約の適用範囲のイメージ

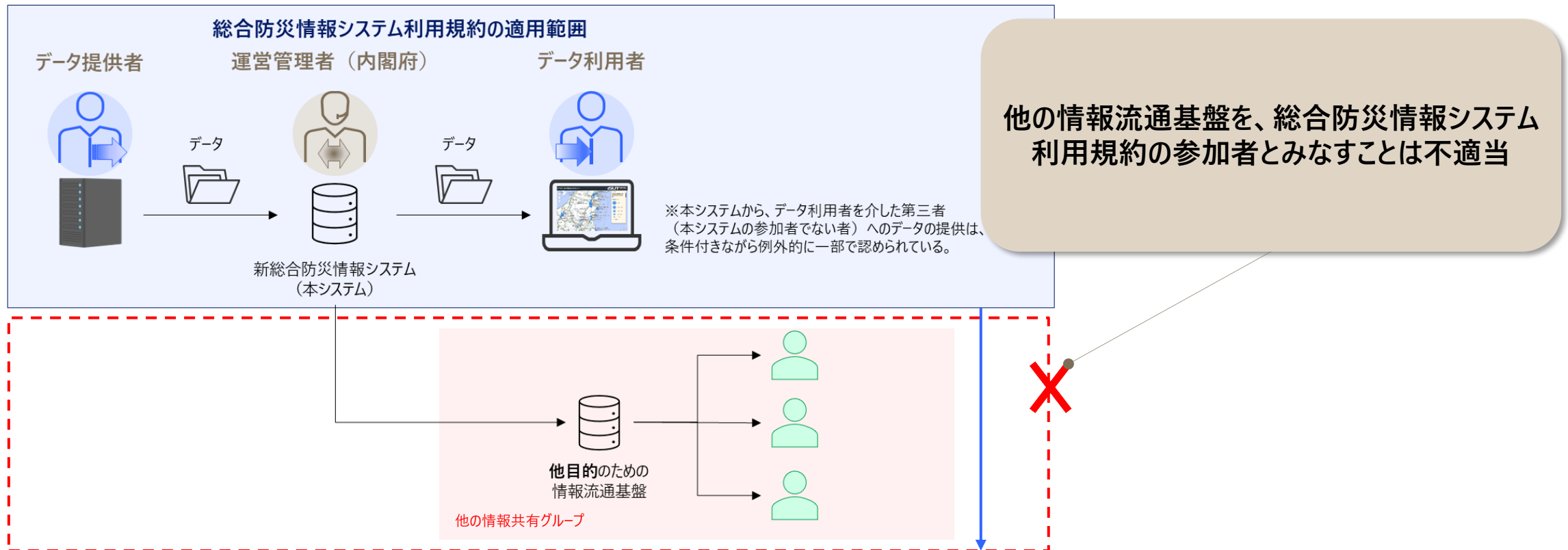


2. 過年度の検討

2.4. 他の情報共有グループとの連携にむけた課題（2/2）

- 前頁に記載のとおり、新総合防災情報システムと他の情報流通基盤では、情報の利用目的が異なる。
- また、他の情報流通基盤側での参加者審査の体制もあるため、他の情報流通基盤を利用規約の適用対象とする場合、他の情報流通基盤側のルールに新総合防災情報システムが介入することにもなりえる。
- したがって、他の情報共有グループとの連携のために、他の情報流通基盤を総合防災情報システム利用規約の参加者とみなすことは不適當である。

他の情報流通基盤を総合防災情報システム利用規約の参加者に加える場合のイメージ



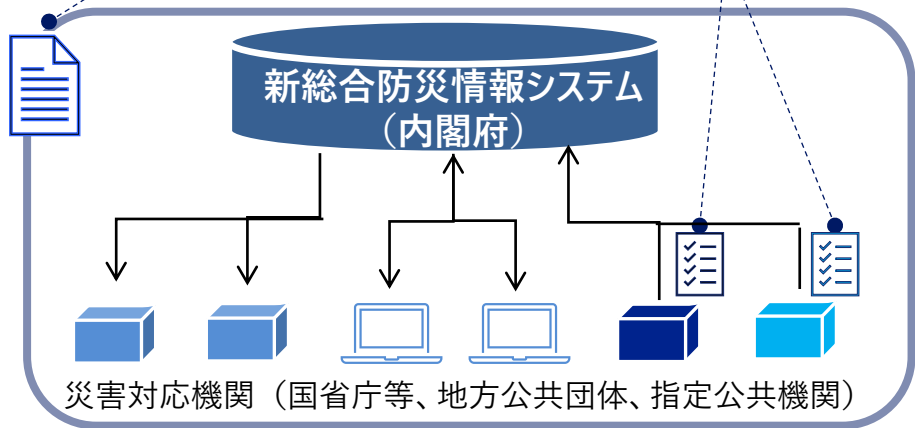
3. 今年度検討の全体方針

- 前掲の課題に対応し、新総合防災情報システムと他の情報流通基盤との間でデータ共有を実現するために、ルール面では「利用規約の改訂」「個別規約の改訂」「合意文書の作成」の3点を実施する方針である。

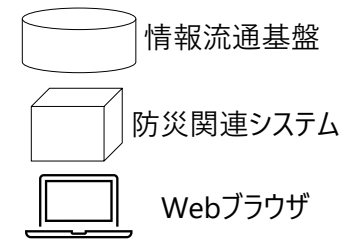
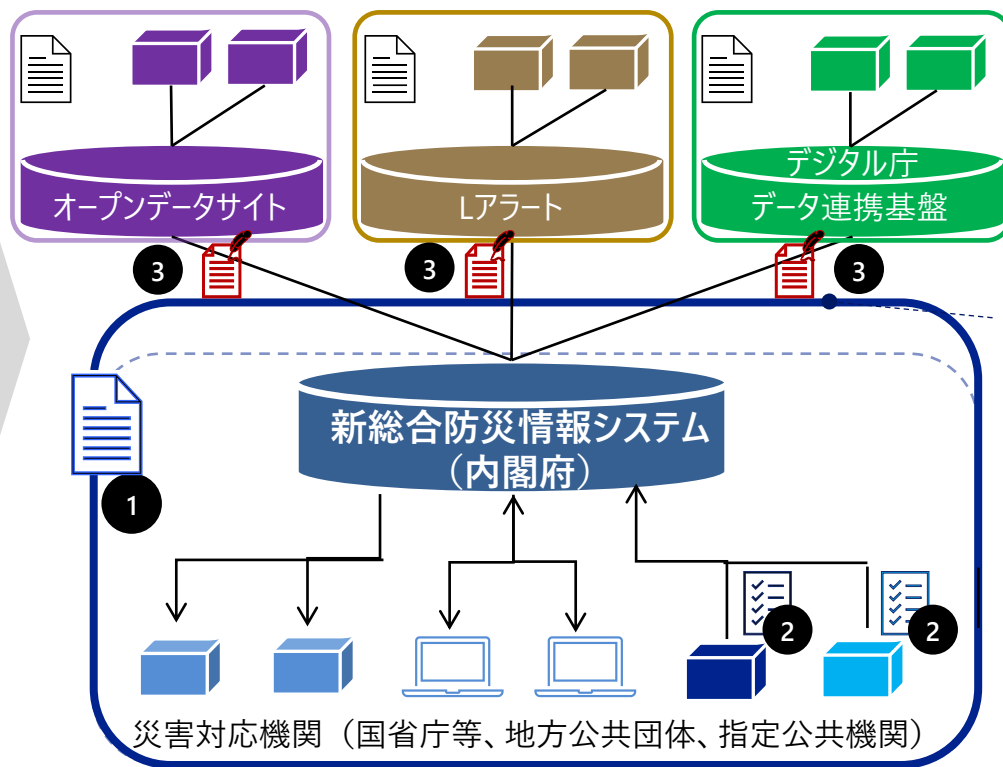
現状のルールの全体像

全参加者・運営管理者のルール
(利用規約)

各データ提供者・運営管理者
間のルール (個別規約)



将来におけるルールの全体像



各情報流通基盤運営者・運営管
理者間のルール (合意文書)

ルール策定方針

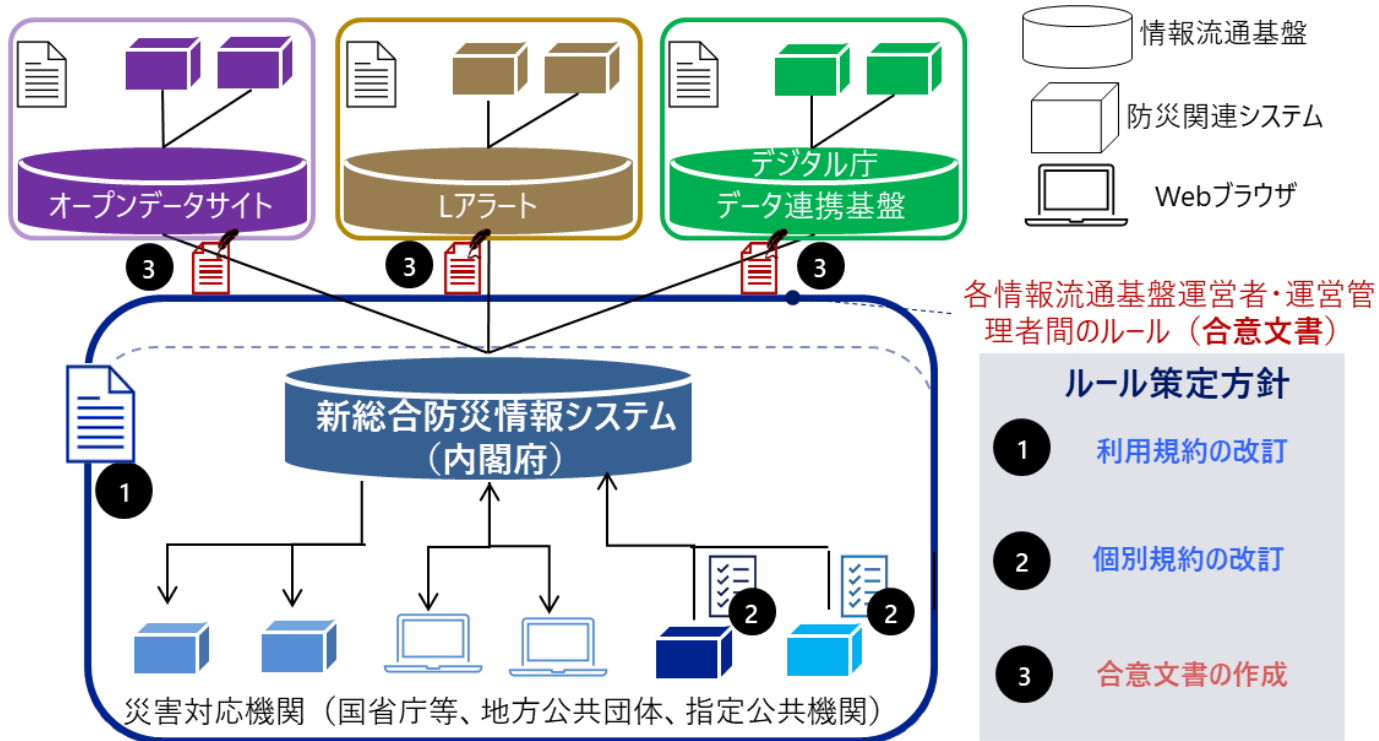
- 1 利用規約の改訂
- 2 個別規約の改訂
- 3 合意文書の作成

1 利用規約の改訂	現行の総合防災情報システム利用規約では災害対応機関間のデータ共有のみを念頭に置いているところ、災害対応機関以外の主体へのデータ共有を担う情報流通基盤との間でのデータ共有も実施しうる旨を新たに規定する
2 個別規約の改訂	各データ提供者・運営管理者間で締結済みの個別規約は「災害対応機関間に限ったデータ共有」を前提にデータ利用条件を定めているところ、前提が「災害対応機関以外の主体へのデータ共有を担う情報流通基盤へのデータ共有も含みうる」と変更されたケースにも対応できるようにする
3 合意文書の作成	災害対応機関以外の主体へのデータ共有を担う情報流通基盤の運営管理者と新総合防災情報システム (SOBO-WEB) の運営管理者 (内閣府政策統括官 (防災担当)) との間でデータ共有に係る合意文書を作成する

4. 本日の報告事項

- 第1回WG検討会では、「利用規約の改訂」「個別規約の改訂」「合意文書の作成」を実施するための、それぞれの具体的な検討方針等を報告した。
- 本日は、ステークホルダーへの意見調査等を踏まえた検討結果（案）を報告する。

将来におけるルール全体像（再掲）



検討方針 概要

1 利用規約の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 他の情報流通基盤とのデータ共有を許容する旨を規定する新条を設ける <p>⇒ 5章で報告</p>
2 個別規約の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用規約改訂に伴い、各データ提供者・運営管理者の間で、個別規約を再締結する <p>⇒ 6章で報告</p>
3 合意文書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各情報流通基盤に依らない共通の約定事項は、「共通ポリシー」としてまとめて規定する ✓ 共通ポリシーは総合防災情報システム利用規約を参照しつつ作成する <p>⇒ 7章で報告</p>

5. 利用規約の改訂

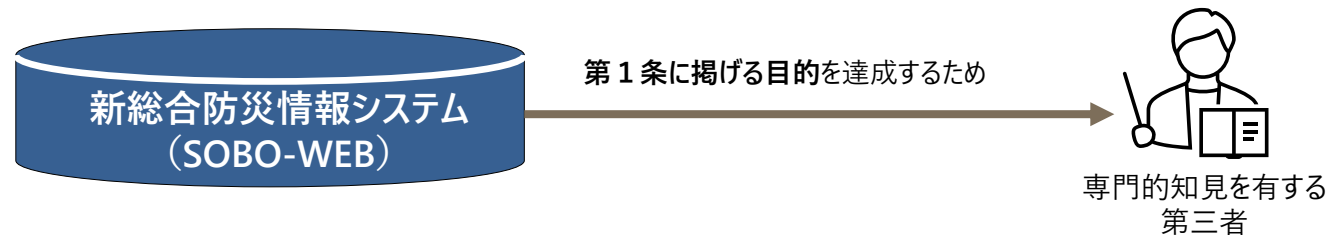
5.1. 改訂方針 (1) 利用規約本文 (1/3)

- 新総合防災情報システムの参加者でない者とのデータ共有を許容する規定としては、既に第26条（情報集約・共有の推進及び高度化の検討）が存在する。
- 第26条では、第1条に掲げる目的を達成するため、新総合防災情報システムの情報集約・共有の推進及び高度化を検討する場合に限定しつつも、運営管理者が新総合防災情報システムの参加者ではない専門家にデータ提供することを許容する旨を規定している。

総合防災情報システム利用規約 第26条（情報集約・共有の推進及び高度化の検討）

- 1 運営管理者は、第1条に掲げる目的を達成するため、災害対応機関間における情報の集約及び共有について、その推進及び高度化の検討に努めなければならない。
- 2 前項の検討のため、運営管理者は、利用データ及び提供データ並びに本システムに関する情報を利用することができる。
- 3 第1項の検討のため、運営管理者は、専門的知見を有する第三者に必要な協力（以下「本協力業務」という。）を求めらる。
- 4 本協力業務の遂行のため、運営管理者は、本規約とは別に規約を定め、当該規約に基づいて、当該第三者に対し利用データ及び提供データ並びに本システムに関する情報を提供して利用させることができる。
- 5 前項の提供を行う場合、運営管理者は、当該第三者に対し、本協力業務の遂行について、本規約に基づき運営管理者が負う義務と同等の義務を遵守させなければならない。

現行の利用規約にも、新総合防災情報システムの参加者ではない者へのデータ提供を許容する規定が存在



5. 利用規約の改訂

5.1. 改訂方針 (1) 利用規約本文 (2/3)

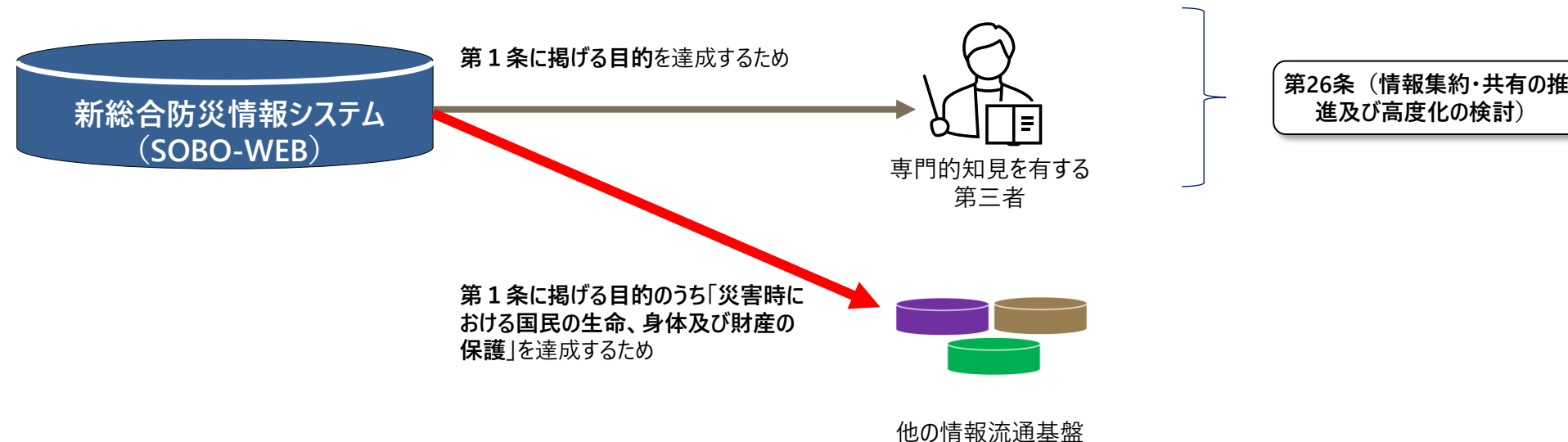
- 他の情報流通基盤とのデータ共有も、その目的は「第1条に掲げる目的」の一部である「災害時における国民の生命、身体及び財産の保護」であると解釈するため、新総合防災情報システムの目的を否定することにはならない。

総合防災情報システム利用規約

第1条 (目的)

本規約は、内閣府政策統括官（防災担当）（以下「運営管理者」という。）が令和6年4月に運営を開始した総合防災情報システム（以下「本システム」という。）に関し、本システムを通じたデータ共有の取組（以下「本取組」という。）に参加する全ての主体が遵守すべき義務等を定めることにより、誤差を有する推計情報、未確認の情報等を含む様々な情報の災害対応機関間における迅速かつ円滑な集約及び共有を図り、各災害対応機関が災害対応を迅速かつ的確に行うことができる環境を整備し、もって災害時における国民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

下線部：第1条に掲げる目的

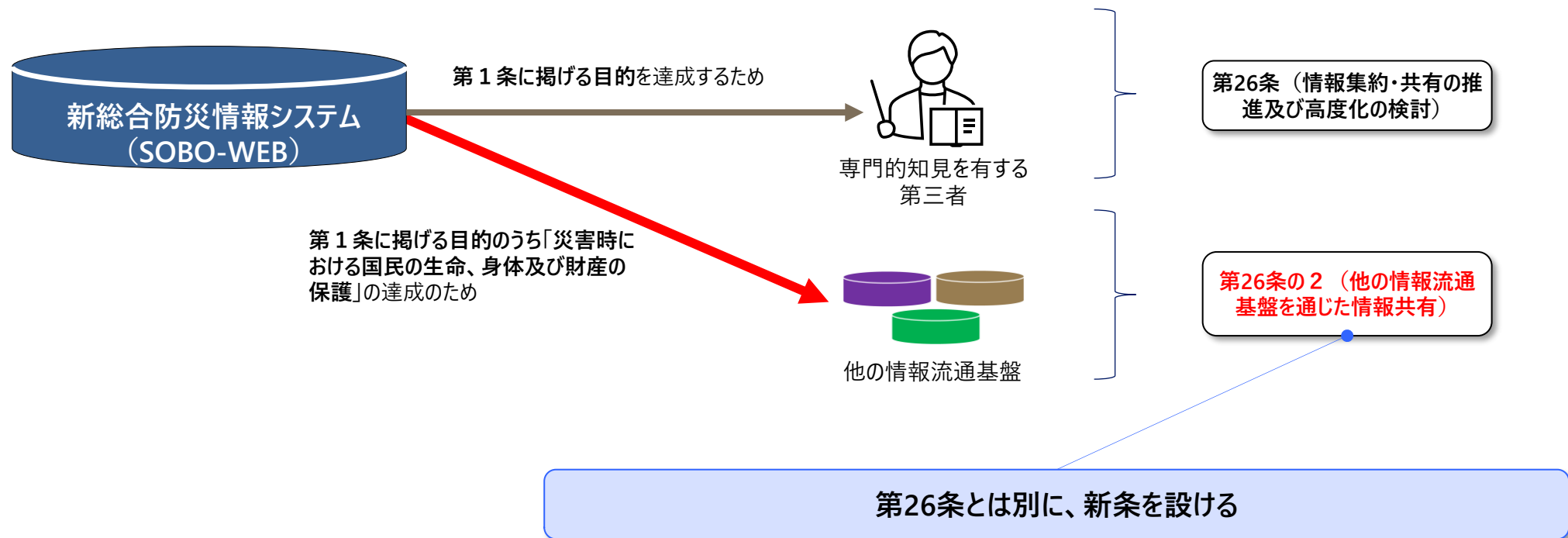


5. 利用規約の改訂

5.1. 改訂方針 (1) 利用規約本文 (3/3)

- 他の情報流通基盤とのデータ共有は、第1条（目的）には反しないとはいえ、第26条に定める「情報集約・共有の推進及び高度化の検討」とは別種の取組であるため、当該条項を適用することはできない。
- そのため、他の情報流通基盤とのデータ共有を許容する旨を規定する新条を設ける方針としている。

利用規約の改訂方針（案）

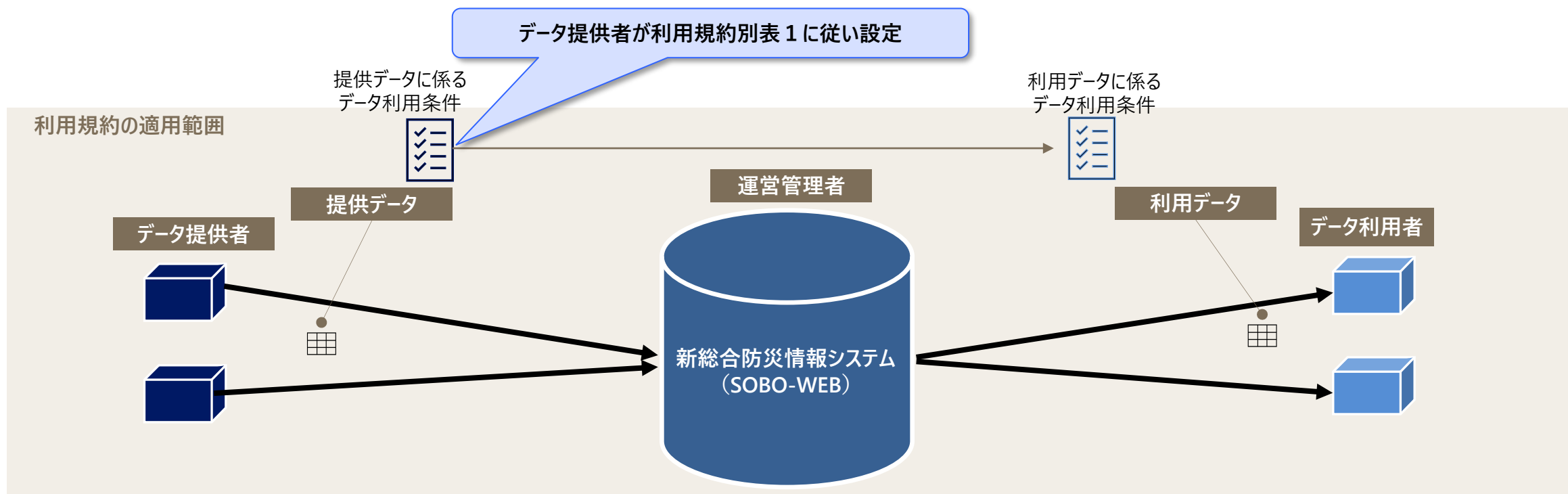


5. 利用規約の改訂

5.1. 改訂方針 (2) 利用規約別紙 (1/2)

- 現在、データ提供者は、利用規約別表 1 の設定項目に従い、新総合防災情報システムのデータ利用者に遵守させるデータ利用条件を個別規約にて設定している。
- ただし、データ提供者が設定したデータ利用条件は、あくまで新総合防災情報システムのデータ利用者に遵守させるデータ利用条件であり、他の情報流通基盤の運営管理者・利用者は対象となっていない。

データ利用条件の設定イメージ (現行の利用規約)

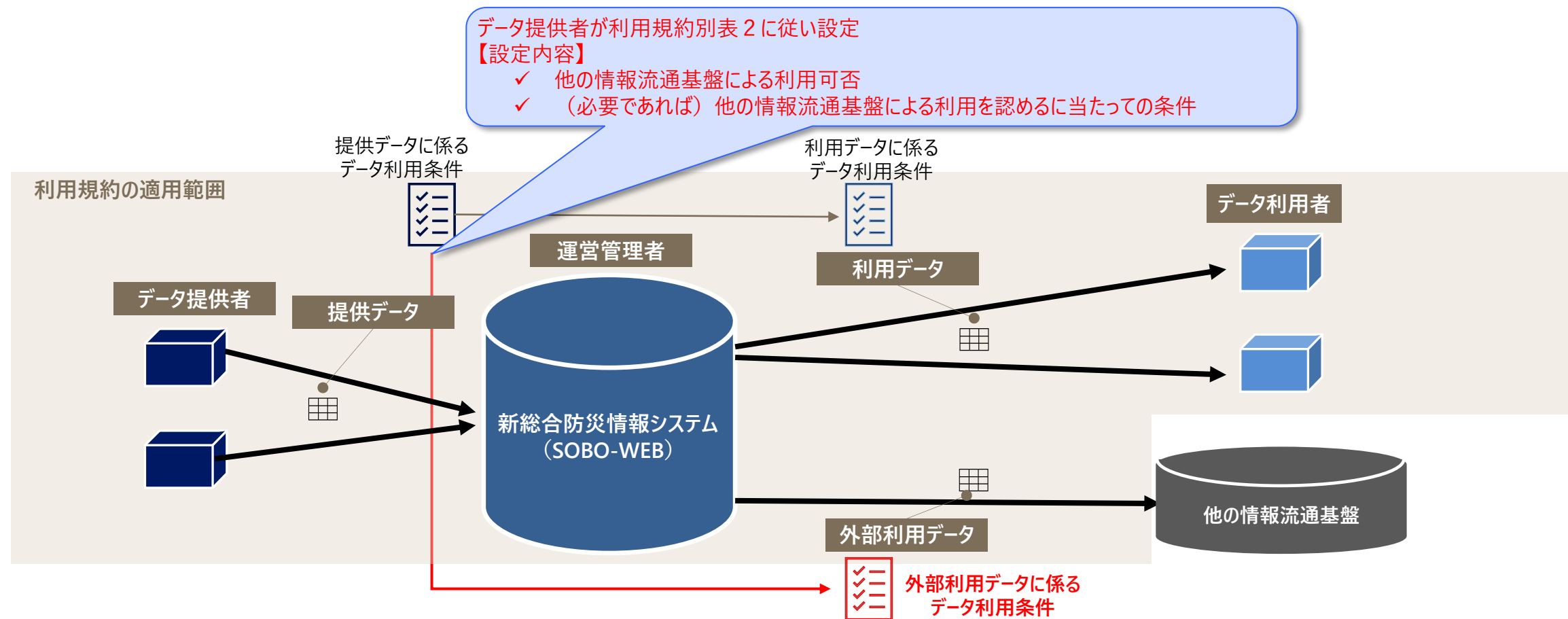


5. 利用規約の改訂

5.1. 改訂方針 (2) 利用規約別紙 (2/2)

- 利用規約の改訂案では、他の情報流通基盤へ提供するデータ (= 外部利用データ) のデータ利用条件も設定できるようにするため、「利用規約別表 2」を新設する予定である。

データ利用条件の設定イメージ (改訂後の利用規約)



5. 利用規約の改訂

5.2. 利用規約改訂案の報告

- 新総合防災情報システムと他の情報流通基盤との間でデータ共有を実現するために、前項の改訂方針に則り、新たな規定を設ける予定である。

改訂の概要

対応する条項等

1

新総合防災情報システムにおけるデータ提供者が許容した場合には、新総合防災情報システムから他の情報流通基盤に対してデータを提供することを可能とする

第26条の2 第1項～第3項

2

新総合防災情報システムにおけるデータ提供者の意向に応じて、他の情報流通基盤へ提供するデータにデータ利用条件を設定することを可能とする

別表2

3

他の情報流通基盤から、新総合防災情報システムがデータの提供を受けることを可能とする

第26条の2 第4項～第5項

6. 個別規約の改訂

- 個別規約は、各データ提供者・運営管理者（＝内閣府）の間で個別に締結されるルールであり、その標準ひな型は利用規約別紙にて定められている。
- そのため、データ提供者が内閣府との間で個別規約を締結済みである場合は、利用規約改訂版の施行後、個別規約も改訂する（＝データ提供者が別表2上の項目を新たに設定したうえで、個別規約を再締結する）必要がある。

利用規約・個別規約の関係

利用規約別紙

データ提供にあたり個別規約において定めるべき事項及び定めることができる事項

別紙1

提供データごとに、個別規約において定めるべき事項（必須設定項目）の全て及び定めることができる事項（任意設定項目）のうち必要な事項を定める。

（必須設定項目）

- ・提供データの名称
- ・提供データのデータ種別
- ・提供データの提供態様
- ・提供データに係るデータ利用条件（別表1に定める）

（任意設定項目）

- ・提供データが包含するデータ項目
- ・提供データの更新頻度
- ・提供データの提供頻度
- ・提供データのデータ形式
- ・その他

別表1

提供データに係るデータ利用条件の設定項目及び設定内容
（以下略）

別表2

提供データに係るデータ利用条件の設定項目及び設定内容
（以下略）

別紙の内容を標準ひな型にして個別規約を締結

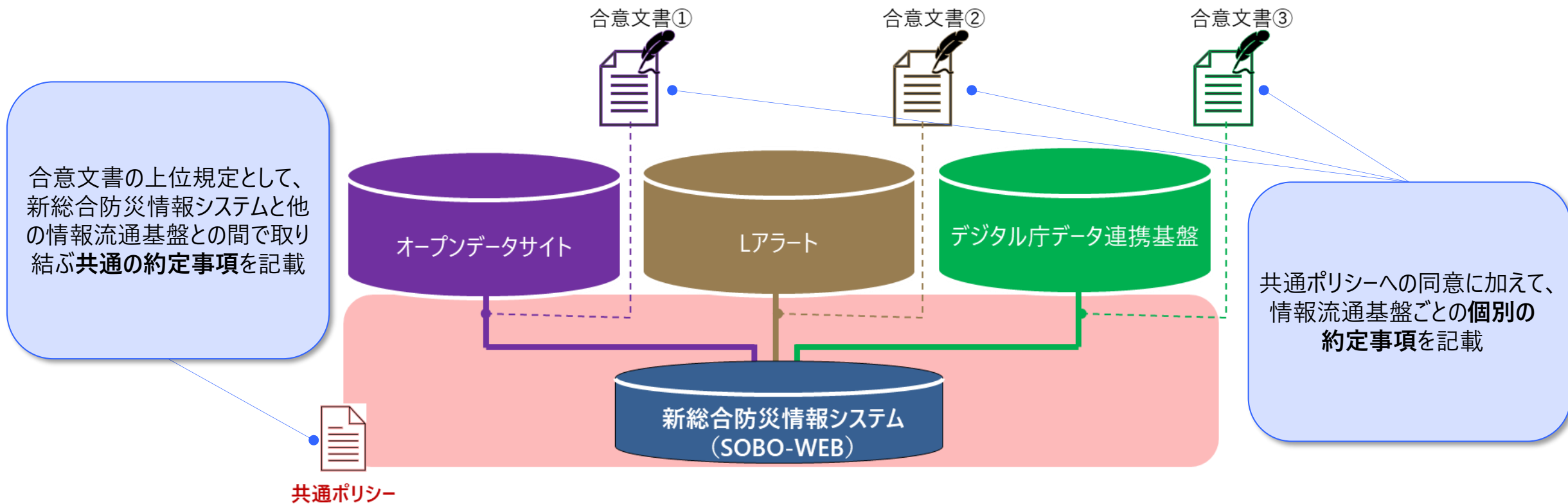
利用規約別紙の改訂に伴って、個別規約も改訂する
（＝データ提供者が別表2上の項目を新たに設定したうえで、個別規約を再締結する）必要がある

7. 合意文書の作成

令和7年度第1回WG検討会で提示（一部修正）

7.1. 合意文書のドキュメント構成（1）共通ポリシーの設置

- 新総合防災情報システムと他の情報流通基盤との間で取り結ぶ約定事項の中には、情報流通基盤に依らない共通の約定事項が多く存在する。
- 運用の容易さのために、個別の合意文書のみならず、上位規定として「共通ポリシー」を設け、共通の約定事項をまとめて規定する方針である。



7. 合意文書の作成

7.1. 合意文書のドキュメント構成（2）文書イメージ（案）

- 共通ポリシー・個別の合意文書の文書イメージ（案）を示す。



共通ポリシー

（仮称）新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と他の情報流通基盤とのデータ連携に関する共通ポリシー

令和●年●月●日
内閣府政策統括官（防災担当）

第1条（目的）

…

第2条（定義）

1 …

2 …

第3条（○○○）

1 …

2 …

共通ポリシーへの
合意

情報流通基盤
ごとの個別の
約定事項



合意文書

（仮称）新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と○○○○のデータ連携に係る合意事項

内閣府政策統括官（防災担当）（以下、「甲」とする）と○○○（以下、「乙」とする）は、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と他の情報流通基盤とのデータ連携に関する共通ポリシー（令和●年●月●日 内閣府政策統括官（防災担当））（以下、「共通ポリシー」とする）に基づき、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と○○○○のデータ連携を行うことに合意する。

附則

第1条 共通ポリシー第3条第1項（2）に定めるデータ利用条件は以下のとおりとする。

	●●データ	▼▼データ
データ利用条件	XXX	XXX

第2条 共通ポリシー第●条に定める●●●●は●●●●とする。

令和●年●月●日

甲 内閣府政策統括官（防災担当）

乙 ○○○○

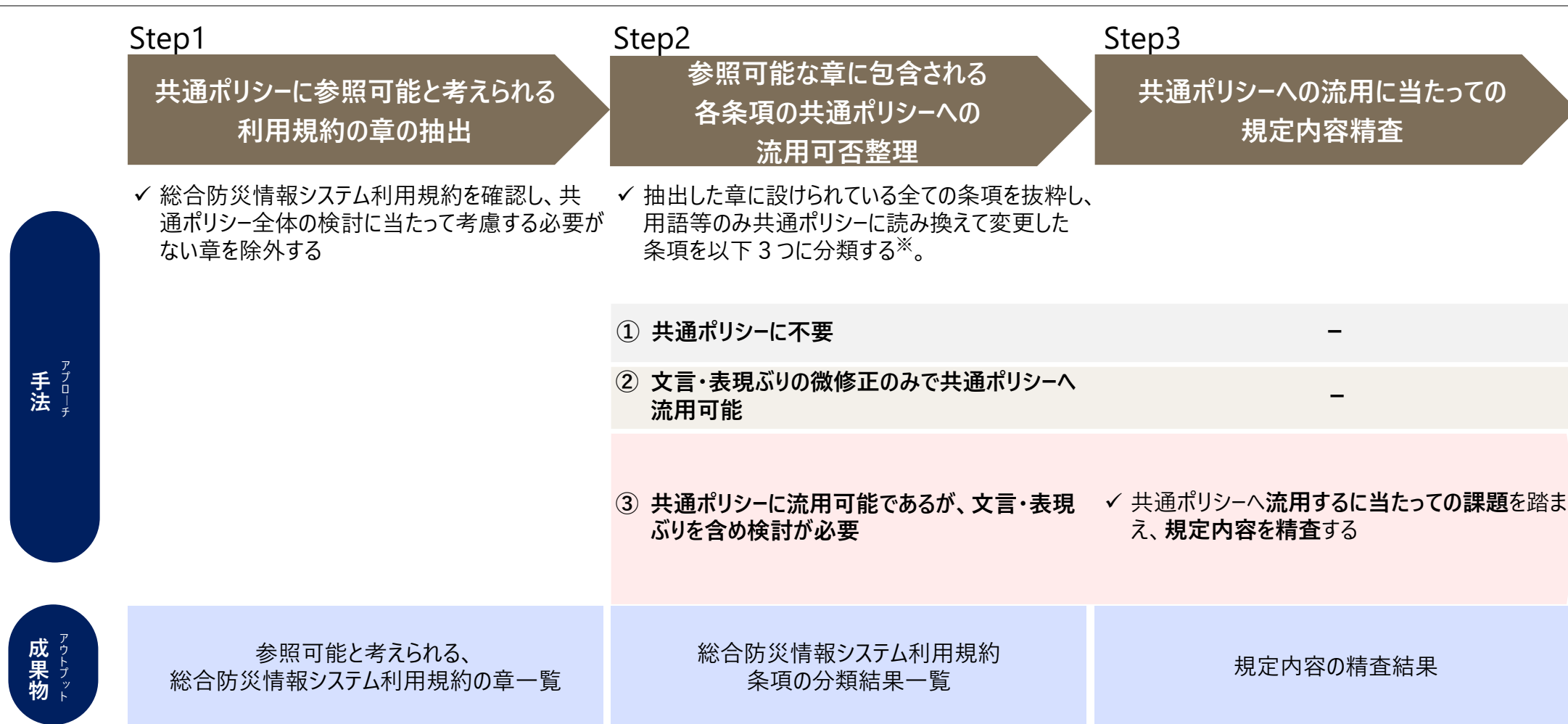


7. 合意文書の作成

7.2. 共通ポリシー案の作成方針（1/2）

- 総合防災情報システム利用規約を起点として、利用規約の章・条項の共通ポリシーへの流用可否整理、流用に当たっての規定内容精査を通じて、共通ポリシーの具体的な規定内容を検討する方針としている。

検討手順（案）



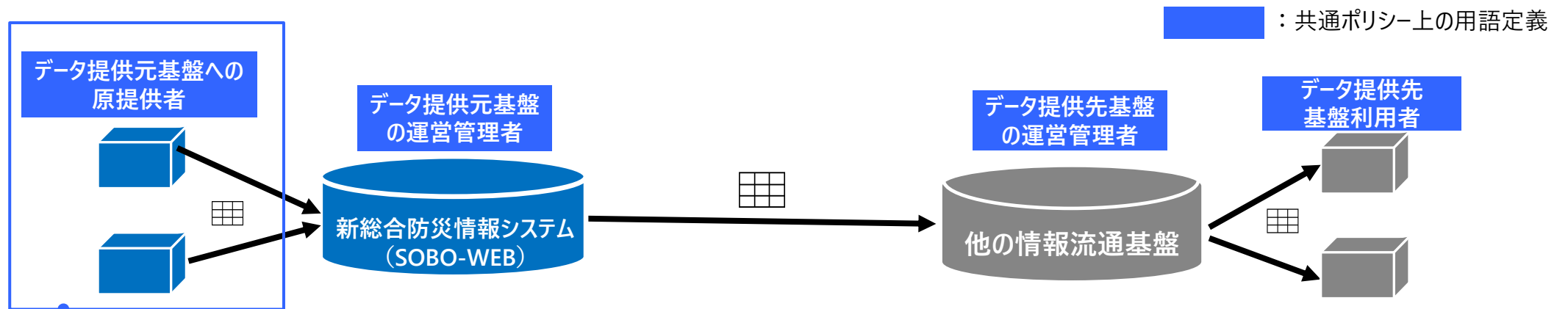
※ 共通ポリシーには、利用規約を起点としない合意事項も含まれるが、それらは関係機関への意見聴取等を踏まえて必要に応じて追加する方針とする。

7. 合意文書の作成

7.2. 共通ポリシー案の作成方針 (2/2)

- 共通ポリシー案の作成に当たっては、ステークホルダーへの意見調査等を通じて、データ連携に際してステークホルダーの持ちうる懸念が解消されるようなものとした。

ステークホルダーの懸念を踏まえた規定イメージ (例)



ステークホルダーの持ちうる懸念

- ✓ データ提供元基盤への原提供者が、データが新総合防災情報システムの参加者以外の者に流通することで、当該者に何らかの損害が発生した場合に自らが責任の追及を受ける懸念を持つ



共通ポリシー案の規定イメージ

- ✓ データ提供先基盤の運営管理者・データ提供先基盤利用者は、自らの判断・責任においてデータを利用し、データ提供元基盤への原提供者に対して責任を追及できない

7. 合意文書の作成

7.3. 共通ポリシー案の報告

- 共通ポリシー案では、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用規約の構成に倣い、「データの提供」「データの利用」で章を分け、それぞれで各主体が遵守すべき義務等を規定する方針としている。

共通ポリシー案 構成

第1章 定義等	
第1条 目的	
第2条 定義	
第2章 データ提供	
第3条 基盤間共有データの提供	
第4条 基盤間共有データの保証	
第3章 データ利用	
第5条 基盤間共有データの利用	
第6条 システム連携によるデータ利用の責任関係	
第7条 基盤間共有データ等に係る知的財産権等	
第4章 システムの運営	
第8条 善管注意義務	
第9条 システムの不適切な利用等への対応等	
第10条 システムの利用の停止	
第11条 システムの不具合等	
第12条 システムのセキュリティ対策	
第13条 運営に関する業務の委託	
第5章 損害賠償及び免責	
第14条 損害賠償	
第15条 免責	
第6章 本取組の変更・終了	
第16条 本ポリシーの変更	
第17条 本取組の終了	
第7章 一般条項	
第18条 秘密保持義務	
第19条 反社会勢力の排除	
第20条 譲渡禁止	
第21条 言語	
第22条 準拠法	
第23条 合意管轄	
第24条 紛争の解決	
別紙1（データ提供にあたり合意文書において定めるべき事項及び定めることができる事項）	

